

議員提出第12号

企業・団体献金の禁止を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年12月14日

提出者 吉川市議会議員 佐藤 清治

賛成者 吉川市議会議員 小林 昭子

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提案理由 口頭

企業・団体献金の禁止を求める意見書

政治資金規正法は、国から補助金などをもらっている企業は交付の決定から1年以内は献金してはならないこと、政治家も補助金を受け取ることができないことを定めている。違反すれば、いずれも3年以下の禁錮または50万円以下の罰金という重い罰則が科せられている。国から補助金などをもらっている企業からの献金が禁止されているのは、献金の見返りとして補助金交付が行われることによって税金が政治家に還流することになり、政治をゆがめることを防ぐためである。

政党助成金が導入された時、政治家個人への献金は廃止されたものの、政治家が代表を務める政党支部ならいいと抜け道が残され、「政治と金」の問題が続いている。国民の信頼を取り戻すためにも、抜け道をふさぐ根本的な対策を行うべきである。

よって、吉川市議会は、企業・団体献金を全面的に禁止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

埼玉県吉川市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣